

浜松市では令和7年5月26日より

盛土規制法の運用を開始しました



浜松市



盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、旧宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）として施行されました。

浜松市では令和7年5月26日に市の全域を新たな規制区域に指定するとともに盛土規制法の運用を開始しました。

盛土規制法の概要

●規制区域が指定されます

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得るエリアは規制区域として指定します。

●安全な盛土等をつくります

規制区域内での盛土等に伴う工事等は、あらかじめ許可が必要となります。

●盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内で行われる盛土等は、土地所有者が盛土等を安全に管理する責任があります。

●罰則が強化されます

違法盛土等に対する懲役刑や罰金刑の水準が見直され強化されました。

盛土等を行う場合は事前に浜松市長の許可が必要になります！

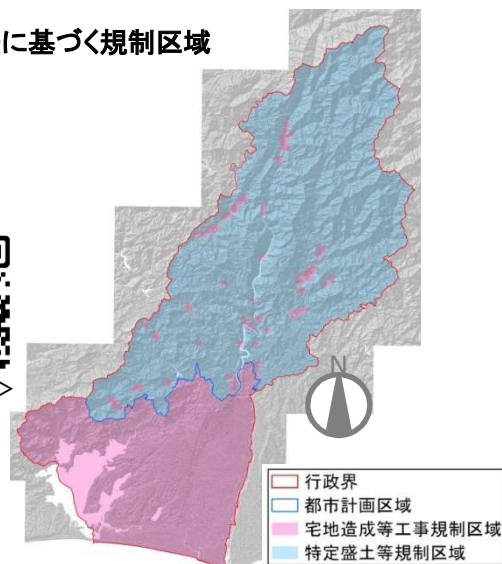
規制区域

盛土規制法に基づく規制区域

浜松市では、盛土規制法に基づく基礎調査の結果、市内全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のいずれかの区域に指定されました。詳しくはホームページを御確認ください。

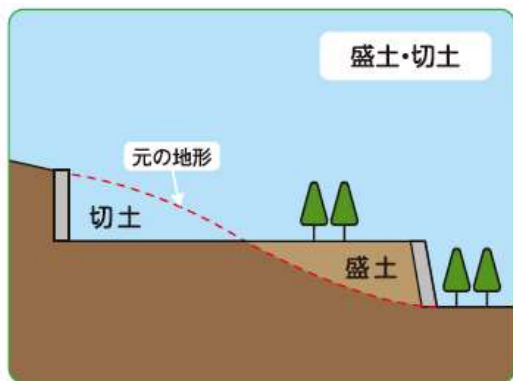


<規制区域>



規制対象の行為

宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。



Q&A

Q 1：自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか。

盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q 2：土地を買う時、事業者から説明はありますか。

規制区域内で不動産取引を行う場合は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることとなります。

Q 3：許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられますか。

許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、工事中は現場に標識が設置されます。

Q 4：すでに行った盛土は、盛土規制法ではどのように取り扱われますか。

規制区域内の盛土等は、既存盛土として扱います。既存盛土についても、土地の所有者、管理者、占有者が盛土等を安全に保つ責務があります。

Q 5：新たな規制区域内で既に実施している工事に対して、手続きは必要ですか。

区域指定日から21日以内(令和7年6月16日まで)に、当該工事について、土地の形質の変更又は土石の堆積の届出が必要です。詳細は浜松市HP盛土等に係る情報・申請の「盛土規制法に基づく区域指定時の届出について」をご覧ください。

盛土等の維持管理

重要!

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが重要です。

このような現象が見られる場合は注意が必要です！

<盛土の割れ>



<地下水の流出>



<擁壁の割れ>



盛土通報について

浜松市では、不適切な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、盛土等の通報窓口を設けました。不適切と思われる盛土等を発見した際は御報告頂きますようご協力をお願いします。

擁壁に亀裂が入っています！

盛土が割れています！

危険な盛土があります！



浜松市公式LINEから簡単に通報できます



<LINE通報システムの利用方法について>

●お問い合わせ先

浜松市 都市整備部 盛土対策課 TEL:053-457-2307
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2